

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		工事検査
根拠法令及び条項		新座市指定給水装置工事事業者規程 第6条 条例第7条第2項に規定する工事検査は、工事検査に係る申請書を市長に提出することにより行うものとする。 2 指定工事事業者は、前項の申請による工事検査の結果、当該工事が適切でない認められた場合においては、指定された期間内に改めて工事を行った上で再検査を受けなければならない。
所管部課係名		インフラ整備部水道施設課給水管理係
審査基準	関係条項	新座市水道事業給水条例 (工事の施行) 第7条 [略] 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。 3 [略]
	基準 (未設定の場合はその理由)	新座市水道事業受水槽式給水設備に関する指導要綱、新座市水道事業給水装置の水道メーター設置等に関する取扱要綱及び新座市水道事業給水装置の構造及び材質に関する取扱要綱において、明確かつ具体的に定めている。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和5年7月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15日(休日は含まない)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)